

大阪市立幼稚園一時預かり事業指導員会計年度任用職員募集要項

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課
幼稚園運営企画担当グループ

1 募集人数 130 名程度

(ただし、実際の採用人数は欠員状況等により増減することがあります。)

2 業務内容 大阪市立幼稚園において、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ））」に指導員（受付等事務含む）として従事

3 応募資格

次のいずれかに該当する者、かつ地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

- (1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する幼稚園教諭普通免許状、小学校教諭普通免許状又は養護教諭免許状のいずれかを所有する者（採用予定日までに取得見込みの者を含む）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保育士の資格を有する者（国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 107 号）に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む）（採用予定日までに取得見込みの者を含む）
- (3) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 111 号、こ支家第 189 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修（以下、「研修」という。）を修了した者（採用予定日までに修了見込みの者を含む）
- (4) 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認める者
- (5) 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項又は第 11 条第 4 項の規定により免許状が失効したものを除く。）

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、
刑に処せられた者

4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること
を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、再度任用される場合
があります。（2 回まで最長 3 年）

5 勤務条件等

(1) 勤務先 各大阪市立幼稚園（大阪市立幼稚園所在地及び園番号一覧のとおり）

(2) 勤務日数 週 1 ～ 5 日勤務

（月曜日から金曜日、大阪市の休日を定める条例第 1 条に定める日を除く。
採用候補者の希望を勘案したうえで決定します。）

(3) 勤務時間

①月、火、木及び金曜日（②、③に定める日を除く） 午後 2 時～午後 5 時

②水曜日、短縮期間 午前 11 時～午後 5 時

③夏季、冬季及び春季休業日 午前 9 時～午後 5 時

ただし、業務の都合により勤務時間に変更される場合があります。

※上記の時間帯において、常時配置ではありません。

※上記のうち、担当職員が不在となる日又は時間帯などに配置されます。

(4) 休憩時間 6 時間を超える場合は 45 分間

(5) 休暇等

会計年度職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(4) 給与(報酬) 時給 1,777 円 （令和 7 年 12 月現在）

(5) 通勤手当 1 か月あたり 55,000 円を上限として実費弁償を行う。

(6) 社会保険 原則対象外

（週 20 時間以上勤務することが常態である場合は対象となります。）

(7) 服務

- ・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や
信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

(1) 小論文試験

※次の保育に関する主題について、ご自身の考えを A4 サイズの用紙又は市販の原稿用紙に
400 字～800 字以内にまとめ、申込の際に提出してください。

<小論文主題>

「幼稚園教育要領」第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意点(3)は、「家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。」と示されている。

このことを踏まえ、どのような点に注意して、「家庭との連携」を行う(ことが望ましいか)べきか、あなたの考えを述べなさい。

(2) 面接試験

①日 時 令和8年1月31日(土)

受付開始及び集合時間については、後日通知の「受験案内」に記載します。

②内 容 面接試験(一時預かり事業に関する基礎知識等)

試験時間:25分程度、集団面接

③場 所 大阪市保育・幼児教育センター

(所在地)大阪市旭区高殿6丁目14番6号

(3) 合格者の決定方法

小論文試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上で上位の者を合格者とします。ただし、小論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

(4) 結果通知

令和8年2月13日(金)頃に可否に関わらず受験者全員に発送します。

7 受験申込みに必要な提出書類

①大阪市立幼稚園一時預かり事業指導員(会計年度任用職員)任用候補者登録試験受験申込書

(ア) 必要事項を記入し、申し込み前3か月以内に撮影した写真(脱帽、上半身、正面向きのもの)で縦4cm×横3cm、本人と確認できるもの)を貼付したもの。

(イ) 受験申込書は本市所定の様式に限りです。

(ウ) 写真が貼られていない場合、又は貼られた写真が不鮮明等、受験写真として不適当な場合は受理しないことがあります。

②小論文(※「6(1)」の小論文主題に対して自身の考えをまとめたもの)

③申し立て書

④受験者のあて先を明記し、切手110円分を貼付した定形封筒(1枚)

(ア) 封筒は長形3号(縦23.5cm×横12cm)とします。

(イ) 「受験案内」を封入し、返送します。**切手がない場合は受験案内を発送しません。**

⑤希望区・園・勤務日記入シート

(ア) 「希望区・園・勤務日記入シート」の希望エリア欄には、第1希望から第3希望まで順番に、その番号及び区(園)を記入してください。(区番号一覧及び大阪市立幼稚園所在地

及び園番号一覧参照。) また、勤務可能日欄には、勤務可能な曜日に○を付けてください。

(イ) この希望区、希望日及び勤務可能日は、本市が合格者(任用候補者)の配置案を作成する際に活用しますので、必ず記入してください。また、特定の区等に希望が集中した場合などは、必ずしも希望どおりに配属の提示ができるとは限りません。

なお、提出後の希望エリアの変更はできません。

※「受験申込書」「希望区・園・勤務日記入シート」は大阪市役所ホームページからダウンロードできます。

(子ども青少年局HP：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000665212.html>)

また、後掲の提出先(大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課(幼稚園運営企画グループ))にて受付期間中の土・日・祝日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までのいずれかの時間帯で受け取るか、もしくは、切手110円分を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(長形3号：縦23.5cm×横12cm)を同封のうえ、後掲の提出先まで請求してください。 (「大阪市立幼稚園一時預かり事業指導員任用候補者登録試験受験申込書等」請求と明記)

8 提出書類の受付期間

令和7年12月1日(月)～令和7年12月19日(金) (**必着**)

9 提出方法

「大阪市立幼稚園一時預かり事業指導員受験申込書在中」と朱書した角形2号封筒(縦33.2cm×横24cm)に7①～⑤の提出書類を入れ、**必ず簡易書留等、記録の残るものにて送付**してください(持参による受付は行ないません)。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、**送付料金不足の場合は受け付けません。**

※任用候補者登録試験の受験における連絡事項が記載されている「受験案内」は令和8年1月14日(水)発送予定ですが、令和8年1月22日(木)までに「受験案内」が届かない場合は、後掲の提出先まで必ずお問い合わせください。

10 提 出 先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階
大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課(幼稚園運営企画グループ)
電話 06-6208-8165

11 任用の方法及び時期

- (1) 合格者は任用候補者名簿に高得点順に登載されます。
- (2) 任用候補者名簿に登載された順に希望園及び希望区に基づき、勤務条件(勤務時間等)を確認したうえで、任用予定者を決定します。当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行います

が、本人の都合により辞退された場合は「任用候補者名簿」の順位の最後尾に再登録となります。

(3) 決定された任用予定者に対して、必要書類を送付します。

(4) 辞退者が生じた場合や年度途中で欠員が生じた場合に、各園の欠員状況に応じて、名簿順位ならびに希望園及び希望区を勘案して任用候補者から、任用予定者を決定します。なお、任用候補者名簿の有効期間は任用候補者登録試験の合格発表の日から令和9年3月31日までとなります。

ただし、欠員状況によっては任用されない場合もあります。

(5) 任用予定者に対しては、別途受験資格が確認できる書類を提出していただきます。本市が定める期日までに書類を提出されない場合は任用予定を取り消します。

(6) 受験資格がないことが認められた場合には合格を取り消します。

(7) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(8) 採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定ならびに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条第1項に基づき、データベースを活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

12 その他

(1) この試験において提出された受験申込書等の書類や筆記試験の解答用紙等については返却しません。

(2) 可否に関する電話等でのお問い合わせには応じません。

(3) 本採用は令和8年度予算の発効をもって有効とします。

13 一時預かり事業（幼稚園型）について

幼稚園における「一時預かり事業」については、「子ども・子育て支援法」の趣旨である「子どもの養育者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与すること」に基づき、幼稚園での1日の教育課程における教育時間（標準として4時間）の前後及び長期休業期間等において、保護者の事情等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を一時的に預かり、必要な保護を行い、同時に、教育課程に基づく活動内容に配慮した教育活動を行うものです。

14 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

15 試験に関するお問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所地下1階

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ（電話 06-6208-8165）

●区番号一覧

区番号	区名	区番号	区名	区番号	区名	区番号	区名	区番号	区名	区番号	区名
01	北区	05	中央区	09	天王寺区	13	東淀川区	17	城東区	21	住吉区
02	都島区	06	西区	10	浪速区	14	東成区	18	鶴見区	22	東住吉区
03	福島区	07	港区	11	西淀川区	15	生野区	19	阿倍野区	23	平野区
04	此花区	08	大正区	12	淀川区	16	旭区	20	住之江区	24	西成区

●大阪市立幼稚園所在地及び園番号一覧

園番号	園名	所在地	園番号	園名	所在地
01	菅南	北区菅原町 1-1-2	32	姫島	西淀川区姫島 1-1-3-7
02	滝川	北区天満 1-2-4-1-5	33	野里	西淀川区歌島 2-5-2-5
04	中大淀	北区大淀中 4-1-0-2-1	34	大和田	西淀川区大和田 4-3-3-5
05	桜宮	都島区東野田町 1-2-5	35	西中島	淀川区西中島 7-1-4-4-1
06	西野田	福島区吉野 3-1-7-5	36	田川	淀川区田川 2-2-2-6
07	貫江田	福島区鷺州 5-6-1-8	37	新高	淀川区新高 1-1-5-6-7
08	海老江西	福島区海老江 8-1-2-8	38	今里	東成区大今里 1-3-7-7
09	伝法	此花区伝法 4-4-3-5	40	東小橋	東成区東小橋 2-6-2
10	愛珠	中央区今橋 3-1-1-1	41	北中道	東成区中道 2-2-1-9
11	銅座	中央区内久宝寺町 1-1-4	42	東中本	東成区東中本 2-9-3
12	玉造	中央区玉造 1-9-1-0	43	鶴橋	生野区桃谷 2-2-0-1-4
13	中大江	中央区南新町 2-4-8	44	旭東	旭区新森 7-5-5
14	桃園	中央区谷町 6-5-3-4	45	鯉江	城東区今福西 3-7-1-7
15	南	中央区南船場 3-2-1-9	46	城東	城東区鳴野東 3-1-3-6
16	九条	西区九条 2-1-9-1-8	47	榎本	鶴見区今津北 1-5-3-5
17	靱	西区靱本町 1-1-9-1-3	48	常盤	阿倍野区松崎町 3-1-1-3-5
18	日吉	西区南堀江 4-8-2-4	49	粉浜	住之江区粉浜 1-2-1-1-1
21	三先	港区三先 1-6-3-7	50	住吉	住吉区帝塚山西 4-2-3-7
22	三軒家西	大正区三軒家西 1-2-3-2-3	51	墨江	住吉区墨江 2-3-1-7
24	五条	天王寺区上之宮町 4-4	52	長吉	平野区長吉長原 1-1-0-3
25	真田山	天王寺区餌差町 6-1-3	54	長吉第二	平野区長吉長原東 3-1-2-4-7
26	味原	天王寺区味原町 5-1-8	55	瓜破北	平野区瓜破 1-9-1-2
27	大江	天王寺区四天王寺 1-1-1-1-0-8	57	加美北	平野区加美北 4-1-1-4
28	生魂	天王寺区生玉町 7-4	58	玉出	西成区玉出中 2-1-3-2-9
29	日東	浪速区日本橋東 3-2-9	59	天下茶屋	西成区聖天下 1-1-0-3-4
30	立葉	浪速区桜川 4-8-2-1			